

お客様各位

お彼岸を過ぎて、すっかり秋になりました。

皆様、いかがお過ごしでしょうか？

日本のまわりが少し騒がしくなってきました。

最初は小さなことから始まり

気が付いたら、どうにも対処できないくらい大きな問題になることがあります。

「このくらいなら大丈夫だろう」

「きっと誰も気づかない」

ビジネスの場でも人間関係でもよくあることですね。

できるだけ小さいところに対応すること、

そして、

できれば、事前に予想してそうならないように対処すること

視点をどこまで拡げて考えるかによって

見える範囲も違ってくことと思います。

「問題の中には、問題は解決できない」

少し、離れてみるのが問題解決には有効ではないでしょうか。

季節の変わり目で、体調を崩しやすいので

小さな体調の変化にも目を向け

充実した毎日をお過ごしください。

須黒会計インフォメーション

平成 24 年 10 月号

I N D E X

1. 【経営情報】 **経営の基本ってなんだろう**
2. 【会計税務】 **LEDランプの取替費用の扱い～資本的支出か修繕費か**
3. 【ヒント・ヒント】 **肯定する**
4. 【お役立ち情報】 **経営体力診断のご提案**

1. 【経営情報】 **経営の基本ってなんだろう**

【経営の基本って何だろう】

株式会社アルテサロンホールディングス（アッシュほか店舗数約 250 店舗）の創業会長の吉原直樹氏が、「サロン経営の基礎」という演目で講演すると聞き、先日、髪書房主催の NEXTCLUB（ネクストクラブ）セミナーに参加してきました。

美容業だけではなく、他業種にも共通しますので、その一部をご紹介します。

「私は、同業者の方から経営のアドバイスを求められることがよくあります」

「そのとき必ず相手の方に次の質問をしてきました」

「あなたのサロンの目指すべき方向は何ですか？」

「その質問に対して案外、明確な答えが返ってこないのです」

「それが定まらないとアドバイスのしようがありません」

「どんな美容室を経営していきたいのか？」

本音でどうなりたいのかを考え抜いて決めることです。

本当に知らなければならないのは、自分が目指す“方向”なのです。

「ひょっとすると、このことがサロン経営の本当の基本なのかもしれません」

非常にシンプルなことですが、意味の深い、経営において大変重要なことではないでしょうか。方向を決めることは、自分自身のビジネス（社会的、業界、地域）でのポジション（軸）を決めることに繋がります。

ポジションが決まれば、

どんなお客様に来ていただきたいかが明確になり、ターゲットも絞れます。

ターゲットが絞れば、どんな技術・サービスを提供しなければならないかが明確になります。
技術・サービスを提供するのは人です。おのずと必要な人材と必要な教育がはっきりとしてきます。
そればかりか、料金から立地場所、店舗内装までもが繋がってくるのです。
方向やポジションが決まったら、成し遂げるための方法を選別するのです。
方向が決まらなければ、方法も決まらないはずで。

方向は一つではありません。
ビジネスとして様々な方向があってしかるべきです。
飲食店で言えば、高級レストランや高級割烹を目指すのか、立ち食いソバやラーメン屋を目指すのか。
ランクの高い低いではなく、ビジネスとしてどの方向を目指すのか、です。
そして、方向を決めるのは経営者自身でしかないのです。

現代は、IT化が進み、経営環境の変革スピードがどんどん速くなってきています。
しかし、どんなに社会のデジタル化が進んでも、仕事の本質は人間であり、経営の本質も“自分がどう
なりたいたいのか”を突き詰めていくことではないでしょうか。
経営者として(社会的)と、人として(個人的)の二つの思考をもとに、どうやって生きていくか“方
向”を決める。
そうすればおのずと、自分のなすべきことがクリアに見えてくるはずで。

2. 【会計税務】LEDランプの取替費用の扱い～資本的支出か修繕費か

LEDランプの取替費用の扱い
～資本的支出か修繕費か～

東日本大震災のあと、日本全国にわたって電力不足の問題に対して大きな関心が集まっています。
多くの報道において触れられているLEDランプは、消費電力が少なく、電気料金の削減にも直結する
として関心が高まっています。しかし、その取替費用が税務上修繕費として取り扱われるのか資本的支出
として取り扱われるのかははっきりしていない分野でした。
今回、国税庁の質疑応答事例のなかで、はっきりとした方向性が示されましたので、この件につき考え
てみたいと思います。

(1)修繕費に該当
<質問>

当社では節電対策として自社の事務室の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることを考えていますが、その取替えに係る費用については、修繕費として処理して差し支えありませんか。なお、当社は、これまで蛍光灯が切れた際の取替費用を消耗品費として処理しています。(取替の概要/省略)

<回答>

照会要旨に係る事実関係を前提とする限り修繕費として差し支えありません。

<理由>

蛍光灯(又は蛍光灯型LEDランプ)は照明設備(建物付属設備)がその効用を発揮するための1つの部品であり、かつ、その性能が高まったことをもって、建物付属設備としての価値等が高まったとまではいえないと考えられますので、修繕費として処理することが相当です。

(2) 質疑応答例事例の活用

国税当局において納税者からの照会に対して回答した事例等のうち、とくに納税者の参考に資するものを掲載しています。今回も法人税関係で13問、消費税関係で18問新たに追加されています。是非のぞいてみて下さい。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/04/12.htm>

3. 【ヒント・ヒント】 肯定する

NHK出版の「まちの幸福論」著者山崎亮(NHK[東北発 未来塾]制作班)という良著があります。その中の一部に、アイデアを出し合う場面があります。

AとBがペアになって、AがBを食事に誘うシチュエーション。

Bは断固として断る、Aは手を変え品を変えて誘い続けるが、Bは絶対にイエスと言ってはいけない。この会話は、ムリ。続かない。

今度はBは必ずイエスと応じ、自分のアイデアを足して投げ返す。Aもイエスと受けてさらに自分のアイデアをプラスして、また誘う。

この会話は、止め処もなく続いていく。一事が万事、ノーではダメ。

Yes, and の話し方、人の意見を肯定すると、アイデアは膨らんでいく、と。

4. 【お役立ち情報】経営体力診断のご提案

